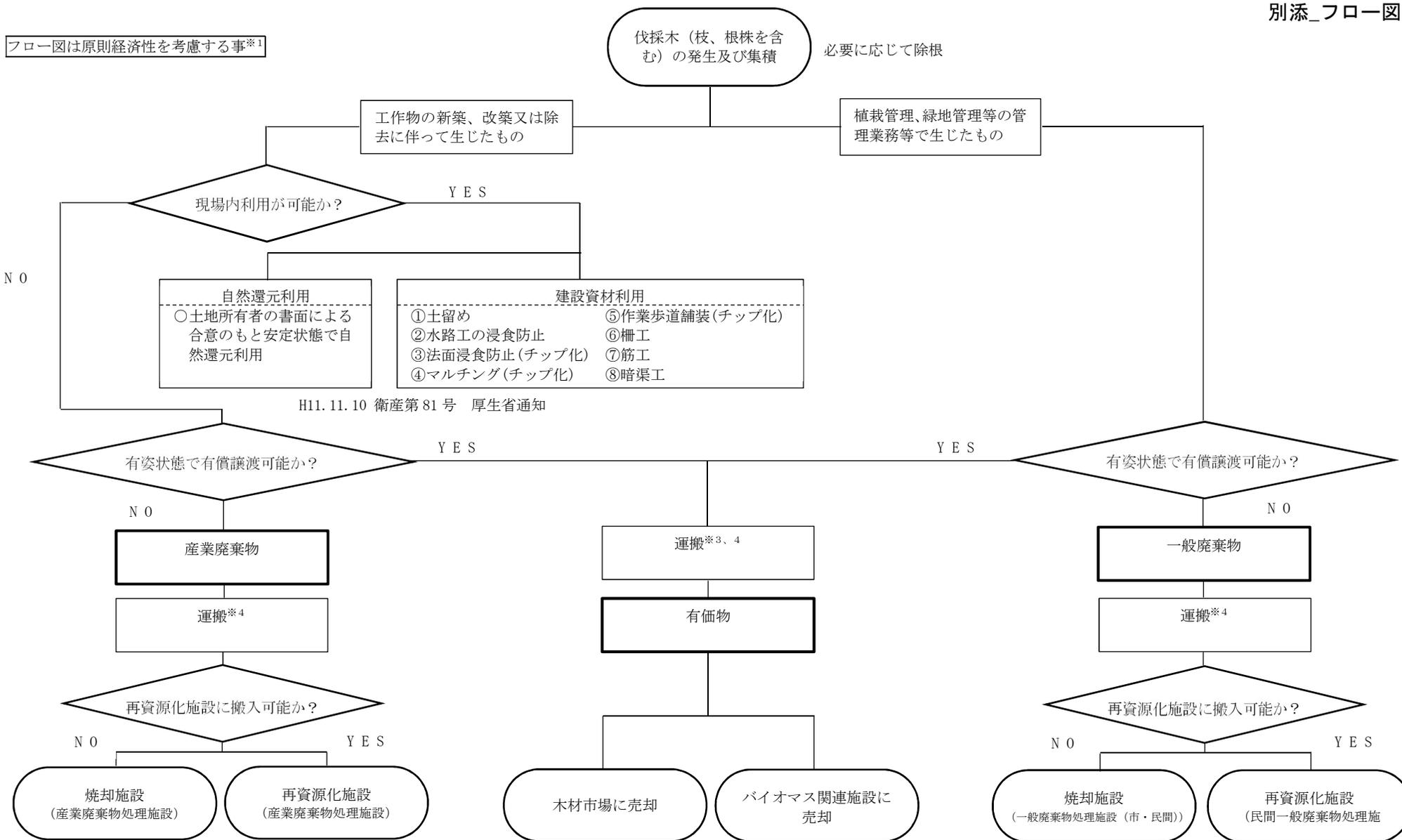


フロー図は原則経済性を考慮する事※1



※1 売却及び処理先については、売却益、運搬費、処分費を含めた経費が最も安価な施設を選定する。

※2 法の規制の対象となる行為（運搬、処理）ごとに廃棄物該当性を確認し、廃棄物か有価物かの判断を行う。（別添1参照）

※3 運搬費が売却益を上回る場合、運搬過程では、廃棄物に該当する可能性がある。（別添2参照）

※4 土地改良積算マニュアル（土木工事）を適用する。